

<p>グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・ゲルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遣伝子組換えヒトVON Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデユルスルファアゼ製剤、イミグルセラアゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、ガルスルファアゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラアゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレル</p>	<p>グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・ゲルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遣伝子組換えヒトVON Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデユルスルファアゼ製剤、イミグルセラアゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、ガルスルファアゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラアゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレル</p>
--	--

○厚生労働省告示第二百六十四号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和四年九月一日から適用する。

令和四年八月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
別表		
I (略)		
II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(ワイルムを除く。)及びその材料価格		
001~072 (略)		
073 髄内釘 ^{てい}		
(1) 髄内釘 ^{てい}		
①~④ (略)		
⑤ 助骨型 ^{すけぼねがた}	55,600円	
(2)~(4) (略)		
074~132 (略)		

<p>ギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。)、テデュグルチド製剤、サトラリスマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤及びエレヌマブ製剤</p>	<p>ギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。)、テデュグルチド製剤、サトラリスマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤及びボソリチド製剤</p>
--	--

第二條 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。
(特掲診療料の施設基準等の一部改正)
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇^{けつ}注入^{けつ}シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇^{けつ}注入^{けつ}シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</p>
<p>ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤</p>	<p>ボソリチド製剤 (新設)</p>

附 則

この告示は、令和四年九月一日から適用する。

133 血管内手術用カテーテル (1)~(2) (略) (2) 血管形成用カテーテル ① エキスレーザー型 ② 切削吸引型 134~144 (略) 145 血管内塞栓促進用補綴材 (1)~(2) (略) (3) 血管内塞栓材 ①~③ (略) ④ 液体塞栓材 146~149 (略) 150 ヒト自家移植組織 (1)~(4) (略) (5) ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮 ① 採取・培養キット ② 調製・移植キット 151~176 (略) 177 心房中隔穿刺針 (1) 高周波型 (2) ファイバワイヤ型 (3) カニューラ 178~216 (略) 217 前立腺組織用水蒸気トリバリーシステム 218 ヒト羊膜使用創傷被覆材 219 自家皮膚細胞移植用キット (1) 自家皮膚細胞移植用キット・S (2) 自家皮膚細胞移植用キット・L Ⅲ~Ⅸ (略)	219,000円 242,000円 66,300円 7,940,000円 5,470,000円 54,100円 35,400円 2,760円 388,000円 1cm当たり35,100円 836,000円 897,000円	133 血管内手術用カテーテル (1)~(2) (略) (2) エキスレーザー血管形成用カテーテル 219,000円 134~144 (略) 145 血管内塞栓促進用補綴材 (1)~(2) (略) (3) 血管内塞栓材 ①~③ (略) (新設) 146~149 (略) 150 ヒト自家移植組織 (1)~(4) (略) (新設) 151~176 (略) 177 心房中隔穿刺針 (新設) (新設) (新設) 178~216 (略) Ⅲ~Ⅸ (略)	54,100円
--	--	---	---------

○厚生労働省告示第百二十六十五号
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和四年九月一日から適用する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

令和四年八月三十一日

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇六十三 (略) 六十四 ネシツムマップ静脈内投与療法 切除が不可能なEGFR遺伝子増幅陽性固形がん(食道がん、胃がん、小腸がん、尿路上皮がん又は乳がんに限る。) 六十五 生体肝移植術 切除が不可能な肝門部胆管がん	改正後	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇六十三 (略) (新設) (新設) (新設)	改正前
---	-----	--	-----

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話 03(3587)4294
定価 一ヵ月一、六四一円(本体一、五二〇円)
本号一部 八五八円(本体 七八〇円)
送料 七〇円(別)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可